



在留期間更新や在留資格変更をして、新しい在留カードを受け取った後にマイナンバーカードも毎回再交付する必要はありますか？

新しい在留カードを受け取った時点でマイナンバーカードの有効期限が切れていない場合は、期限満了日までにマイナンバーカードの有効期限延長の手続きができます。マイナンバーカードの有効期限が既に切れている場合は、再交付（有料）をする必要があります。



## マイナンバーカードの有効期限がまだ切れていない場合

### マイナンバーカードの有効期限延長

新しい在留カードを受け取った時点でマイナンバーカードの有効期限が切れていない場合は、期限満了日までにマイナンバーカードの有効期限延長の手続きを無料で行うことができます。有効期限延長の手続きを行うと、新しい在留カードと同じ有効期限まで延長されます。

※なお、成人の方は発行日から10回目（未成年の方は5回目）の誕生日までマイナンバーカードの有効期限を延長できます。それを超える場合は、マイナンバーカードの再交付が必要です。

### マイナンバーカードの有効期限特例延長

在留期間更新や在留資格変更をして、新しい在留カードがマイナンバーカードの有効期限内に受け取れないことが明らかである場合は、マイナンバーカードの有効期限が切れる前に有効期限特例延長（2カ月）を無料で申請することができます。

なお、特例延長をした後2カ月以内に新しい在留カードを受け取ることができれば、マイナンバーカードの有効期限延長の手続きを行って、在留カードと同じ有効期限まで延長することができます。

※申請をする際は、在留期間更新許可申請中であることが確認できるもの（①在留カード裏面右下に「在留期間更新許可申請中」等のハンコが押印されているもの、②オンラインで在留期間更新許可申請等をした時の完了メール等）が必要になります。

## マイナンバーカードの有効期限が切れてしまった場合

### マイナンバーカードの再発行

マイナンバーカードの有効期限延長等の手続きを行わず、新しい在留カードを受け取った時点でマイナンバーカードの有効期限が切れている場合は、再交付が必要になります。手続きを行う際は、1,000円の手数料がかかります。

# マイナンバーカードの有効期限延長等の手続きのフローについて

## 在留期間更新・在留資格変更

マイナンバーカードの有効期限日が切れる前に新しい在留カードを受け取った

マイナンバーカードの有効期間延長

マイナンバーカードの有効期限日が切れる前に新しい在留カードを受け取れない

マイナンバーカードの有効期限の特例延長（2カ月）

新しい在留カードを受け取った

マイナンバーカードの有効期間延長

マイナンバーカードの有効期限が切れている

マイナンバーカードの再発行（有料）

## ！ 注意点

- 在留期限のある在留資格で滞在している外国人（特別永住者、永住者または高度専門職第2号の人を除きます。）のマイナンバーカードの有効期限は在留資格の有効期間と同じです。
- 在留期限のある在留資格で滞在している外国人にマイナンバーカードの有効期限が切れるという通知書は送付されません。
- 在留期間更新や在留資格変更を行い、在留期間が変更された場合でも、その情報はマイナンバーカードには自動的に反映されません。必ずマイナンバーカードの有効期限延長等の手続きを行う必要があります。



## 参考資料

[マイナンバーカードをお持ちの外国人住民のみなさまへ](#)  
(出入国在留管理庁HP)

言語：日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語



## 知っていましたか？

2024年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなり、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行します。まだマイナンバーカードを持っていない方は、マイナンバーカードを取得して、健康保険利用登録を行いましょう。

※2024年12月2日時点で有効な健康保険証は、最大1年間有効とする経過措置が設けられています。有効期限が切れた場合や転職・転移による保険者の移動が生じた場合は失効します。



出入国在留管理庁、厚生労働省、浦河町・音更町・共和町のホームページの情報を基に作成